

第六次地域管理経営計画書

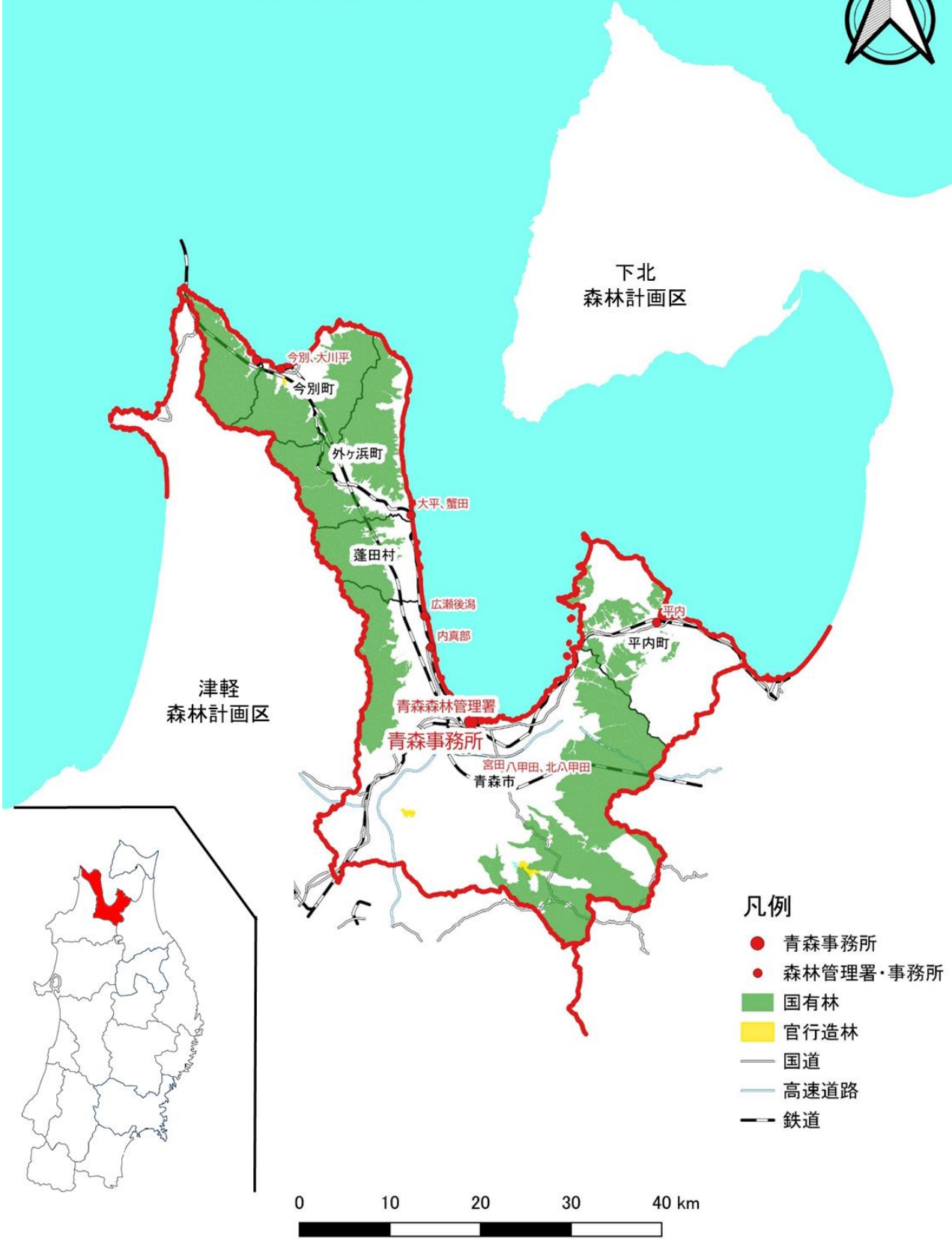
(東青森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする東青森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

東青森林計画区の位置図



目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
(ア) 伐採量	
(イ) 更新量	
(ウ) 保育量	
(エ) 林道の開設及び改良	
(オ) 保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
① 機能類型ごとの管理経営の方向	8
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	
(イ) 気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養 ^{かん} タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	11
ア 内真部 ^{うちまんべ} 地区 (1～46、48、101～118 林班)	
イ 八甲田地区 (201～273 林班)	
ウ 平内 ^{ひらない} 地区 (301～317、401～435 林班)	
エ 滝沢地区 (318～396 林班)	
オ 平館 ^{たいらだて} 地区 (501～543 林班)	
カ 蟹田川広瀬地区 (601～608、672～737 林班)	

キ	蟹田川地区 (609～620、623～671 林班)	
ク	^{うしろがたながしな} 後潟長科地区 (738～786 林班)	
ケ	^{みんまや} 三厩地区 (801～874、884 林班)	
コ	今別地区 (901～973 林班)	
サ	今別東海岸地区 (974～1000 林班)	
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	----- 15
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	----- 15
②	林業事業者の育成	----- 15
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	----- 15
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	- 15
⑤	その他	----- 16
(4)	主要事業の実施に関する事項	----- 16
①	伐採総量	----- 16
②	更新総量	----- 17
③	保育総量	----- 17
④	林道の開設及び改良の総量	----- 17
(5)	その他必要な事項	----- 17
①	地球温暖化防止対策の推進	----- 17
②	生物多様性の保全（溪畔周辺の森林の整備・保全）	----- 17
③	地域の安全・安心を確保する治山事業	----- 18

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)	巡視に関する事項	----- 18
①	山火事防止等の森林保全巡視	----- 18
②	境界の保全管理	----- 18
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	----- 18
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	----- 19
①	保護林	----- 19
②	緑の回廊	----- 19
(4)	その他必要な事項	----- 19
①	野生鳥獣との共生及び被害対策	----- 19
②	希少な野生生物の保護	----- 19
③	その他	----- 19

3 林産物の供給に関する事項

(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	----- 20
(2)	その他必要な事項	----- 20

4 国有林野の活用に関する事項

(1)	国有林野の活用の推進方針	----- 20
(2)	国有林野の活用の具体的手法	----- 20

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

- (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 ----- 21
- (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項 ----- 21

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

- (1) 国民参加の森林もりに関する事項 ----- 21
- (2) 分収林に関する事項 ----- 22
- (3) その他必要な事項 ----- 22
- ① 森林環境教育への取組 ----- 22
- ② 地域住民や関係機関と連携した取組 ----- 23
- ③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信 ----- 23

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 ----- 23
- (2) 地域の振興に関する事項 ----- 23
- ① 地域性を活かした産業振興等への寄与 ----- 23
- ② 蜂蜜採取への配慮 ----- 23
- (3) その他必要な事項 ----- 23

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}など多様化してきている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理制度が平成31年度から導入されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるなど、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、東北森林管理局は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

なお、本森林計画区においては、増川ヒバ施業実験林を設定しており、「森林構成群を基礎とするヒバ天然林の施業方法」の実証を進める。また、ヒバ林周辺の人工林を対象として、ヒバの旺盛な天然更新を活用し、ヒバを主とする林分の拡大・拡充を図る。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の東青森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、東青森林計画区における国有林野の管理経営は、第五次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、令和3年4月1日を始期として策定した第六次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、青森県の北西部に位置し、東側は三八上北森林計画区、西側及び南側は津軽森林計画区に接し、北側は陸奥湾に臨む、青森市をはじめとする1市3町1村にまたがる国有林野68,213haである。

本森林計画区は、奥羽山脈の北端部を構成している八甲田山を中心とする地域と津軽半島東部地域に大別されるが、この両地域は地勢が著しく相違している。八甲田山を中心とする地域は、八甲田大岳(1,585m)、高田大岳(1,559m)、折紙山(921m)、三角岳(753m)等の高峰が連なる山岳地帯であり、脊梁部は急峻であるが、下流に至るにつれて緩傾斜地形となっている。一方、津軽半島東部地域は、外ヶ浜町に増川岳(714m)、四ツ滝山(670m)、蓬田村に袴腰岳(628m)、大倉岳(677m)、青森市内には馬ノ^{まの}神山^{かみ}(549m)等が存在し、700m前後の山が連なる起伏の大きい地帯である。主要な河川は、八甲田山地域では堤川、駒込川、野内川等が陸奥湾に注ぎ、津軽半島地域は小河川が津軽海峡及び陸奥湾に注いでいる。

林況は、スギを主体とする人工林が35%、ブナやヒバを主体とする天然林が65%を占めており、八甲田山の高山地帯にはオオシラビソ(アオモリトドマツ)、夏泊半島にはアカマツも分布している。

本森林計画区の国有林の86%が保安林に指定されており、水源涵養^{かん}や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。本森林計画区の国有林野は、市町村の水道用水や農業等産業用水の水源の役割を果たしている。

また、本森林計画区は優れた景勝地や自然環境を有し、十和田八幡平国立公園、津軽国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の指定も多く、森林浴、キノコ・山菜等の採取、森林レクリエーション、保健休養の場として利用されている。

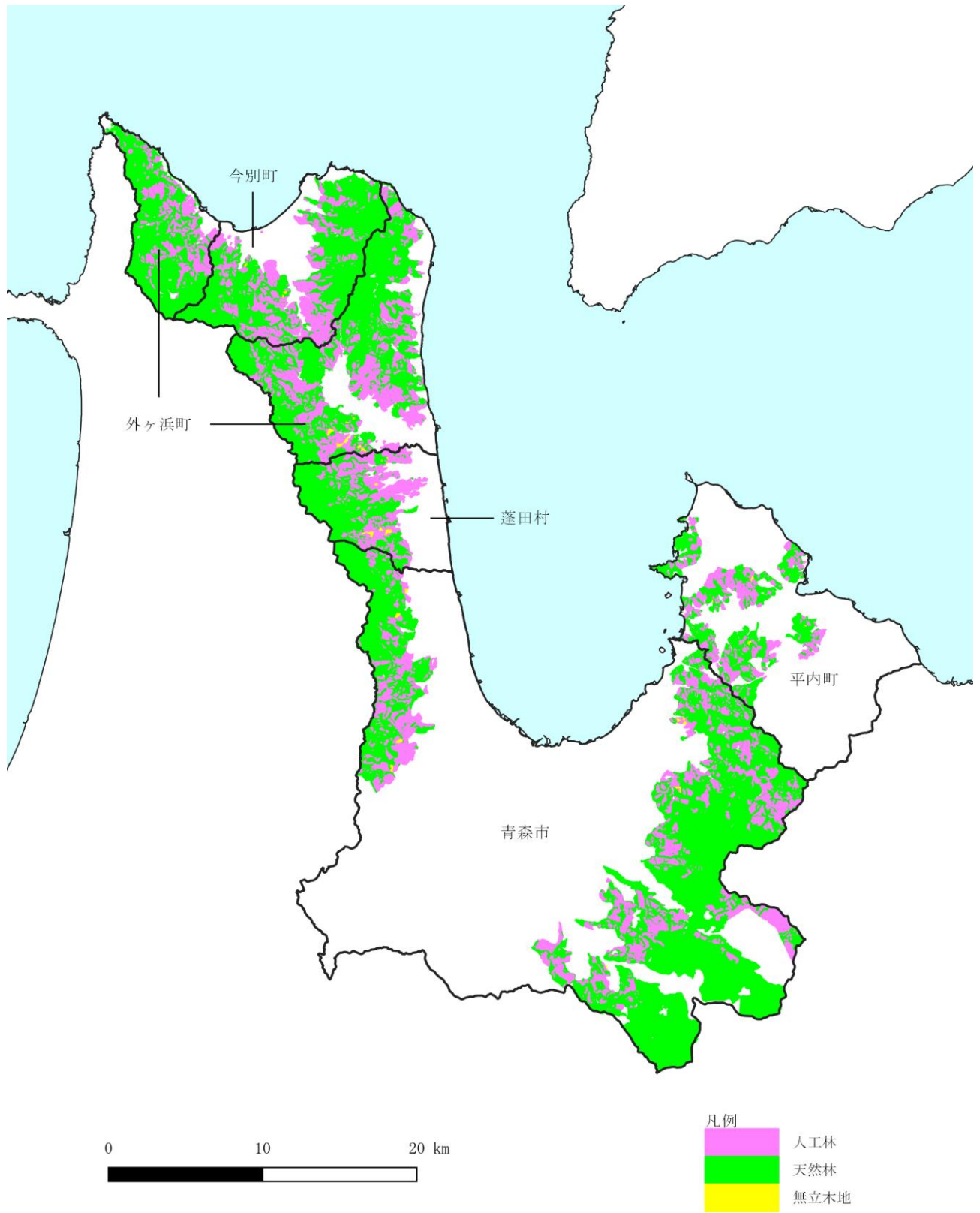
林業・木材産業については、本森林計画区の代表的な樹種であるヒバを利用した木材加工業が古くから発達し、地域の産業を支えてきた。一方、近年県内で大規模LVL工場や木質バイオマス発電施設の稼働が進み、木材の安定供給への期待が高まっている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の森林の現況(令和2年3月時点)は、人工林を中心とする育成林が28,764ha(育成単層林21,852ha、育成複層林6,912ha)、天然生林が35,334haとなっている。主な樹種は、針葉樹ではスギ4,147千 m^3 、ヒバ3,605千 m^3 、カラマツ445千 m^3 、アカマツ397千 m^3 、広葉樹ではブナ2,740千 m^3 、ナラ類522千 m^3 となっている。

また、人工林についてみると、齢級構成は10齢級をピークとした一山型であり、10齢級以上の林分が約7割と主伐期に達している林分が増加している。



図一 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第五次計画（平成 28 年度～令和 2 年度）における本森林計画区での計画に対する実績は以下のとおりである。

(ア) 伐採量

全体の伐採総量は、計画に対し 103%となった。

主伐の伐採量については、計画に対し 105%と概ね計画どおりの実績となった。

間伐の伐採量については、林道が自然災害を受けたこと等により一部実行を見合わせたことから、計画に対し 76%となった。

(単位：材積 m³)

	計 画			実 績		
	主 伐	間 伐	臨時伐採量	主 伐	間 伐	臨時伐採量
伐採量	381,700	458,809 (5,558ha)	35,000	399,433 <252,974>	349,491 (2,650ha)	156,692

注 1) () は間伐面積である。

注 2) 実績の数値については、平成 28 年度～平成 31 年度（前 4 年間）は実績数値、令和 2 年度分（最終年度）は見込み数値である。なお、主伐の< >は最終年度の立木販売の見込み数値（内数）である。

注 3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

(イ) 更新量

人工造林については、前計画から持ち越したものを確実に実施したが、予定していた分収育林・分収造林等の入札不調及び伐期延長があったことに加えて、計画期間の後期に立木販売をした箇所での更新発生が本計画期間に持ち越しになったことにより、計画に対し 34%となった。

天然更新については、前計画から持ち越したものを確実に実施したが、現地を勘案し伐採を一部見合わせたことから、計画に対し 74%となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	878 (140)	437 (143)	297	323

注 1) 計画欄の () は前計画から持ち越した数値（内数）である。

注 2) 実績の数値については、平成 28 年度～平成 31 年度（前 4 年間）は実績数値、令和 2 年度分（最終年度）は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、人工造林箇所が減少したこと及び、現地の実態に即した効率的な作業の実施による実施回数の低減等により、計画に対し 18%となった。

つる切り・除伐については、現地を精査し必要性を勘案して実施した結果、計画に対し 59%となった。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	2,799	268	495	158

注1) 実績の数値については、平成28年度～平成31年度（前4年間）は実績数値、令和2年度分（最終年度）は見込み数値である。

注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設及び改良については、豪雨等の自然災害による災害箇所への拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	20	5
	延長 (m)	35,899	6,535
改 良	路線数	1	—
	延長 (m)	10	—

注) 実績の数値については、平成28年度～平成31年度（前4年間）は実績数値、令和2年度分（最終年度）は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、平成28年度に森林生態系や個体群の持続性に着目し、分かりやすく効果的な区分を導入して「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3区分に再編し、名称の変更があったが、箇所数及び面積は変更がなかった。

本森林計画区に、緑の回廊の設定はない。

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
保護林	3	1,594	3	1,594

	前計画期首		前計画期末	
	延長 (km)	面積 (ha)	延長 (km)	面積 (ha)
緑の回廊	—	—	—	—

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本森林計画区内の国有林野について、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、造林、保育、伐採等の施業を行う場合も配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林の保全・管理
- ・保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期や施業方法の配慮
- ・溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の施業を適切に実施するとともに、主伐期に達した森林において適切な施業による木材の生産と確実な更新を行い、もって公益的機能の発揮と両立した森林生態系の生産力の維持を図る。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・主伐後の適確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・効率的な事業実施を可能とする路網の整備
- ・コンテナ苗の導入等による低コスト造林に向けた取組
- ・青森ヒバの保全と持続的な利用の両立に向けた、中小径木主体のヒバ林の間伐及びスギ等の人工林からヒバ林への誘導の推進

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫及び野生鳥獣による被害、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化及び早期駆除
- ・ニホンジカに対する監視強化及び必要に応じた被害対策の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源の涵養^{かん}のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や、尾根筋や溪流沿い等での森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的に見た裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋や溪流沿い等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の適確な更新の確保
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林^{もり}づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適確に実施するとともに、適切な主伐・再造林による更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・造林、間伐等の森林整備の推進
- ・計画的な木材生産
- ・主伐、再造林の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・森林^{もり}づくり活動のフィールドとして「遊々の森」等の国有林野を国民に提供
- ・レクリエーションの森の利用促進
- ・木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林^{もり}」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会の開催による意見聴取
- ・国有林モニター制度の活用による、国有林野事業に関する意見聴取
- ・ホームページの充実による情報発信

- ・保護林におけるモニタリング調査の継続実施
- ・森林現況の着実な把握

※「モントリオール・プロセス」とは、1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12ヵ国が参加しており、2007年（平成19年）1月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

本森林計画区では、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえ、

- ・森林の公益的機能の発揮に向けた森林吸収源対策、生物多様性の保全、地域の安全・安心を確保する治山対策
- ・地域の林業・木材産業への貢献に向けた木材の安定供給、民国連携した森林整備
- ・「国民の森林」としての国有林野の活用に向けた国民参加の森林づくり等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、本森林計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型と公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要の施業の結果、伐採・産出される木材については、有効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の平準化や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。

なお、機能類型ごとの具体的な管理経営については、別冊「管理経営の指針」に基づき行う。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能 維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある)	山地災害防止機能／ 土壌保全機能 維持増進森林	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能 維持増進森林
自然維持タイプ			保健機能 維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能 維持増進森林
森林空間利用タイプ			保健機能 維持増進森林	山地災害防止機能／ 土壌保全機能 維持増進森林
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能 維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

② 地区ごとの管理経営の方向

本森林計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 内真部地区（1～46、48、101～118 林班）

内真部川、天田内川等中小河川の上流域に位置し、ヒバを主とする天然林及びスギ等の優良人工林からなっている。下流域には住宅や農耕地が広がっていることから、山地災害防止機能、水源涵養機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。また、原始的なヒバ天然林を保存し、自然の推移による変化を観察するための眺望山ヒバ希少個体群保護林については、自然環境の維持機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、眺望山周辺の、眺望山自然休養林は県民の森に選定され、青森市等近隣住民の憩いの場、自然探索の場等として広く利用されており、保健文化機能を発揮させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 八甲田地区（201～273 林班）

八甲田山周辺に位置し、一部カラマツ等の人工林を除き、ブナを主とする広葉樹林とオオシラビソ（アオモリトドマツ）林からなっている。優れた自然景観を有し、大部分が十和田八幡平国立公園の特別地域に指定されているとともに、八甲田山生物群集保護林にも指定されており、自然環境の維持、保健文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、青森市上水道の水源地帯である横内川流域等は、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能の発揮及びその維持に十分な配慮が必要であるため、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 平内地区（301～317、401～435 林班）

陸奥湾に面した低海拔の丘陵地帯で、優良なアカマツ人工林及び広葉樹二次林からなっている。

県道9号線周辺は土砂崩壊防備保安林等に指定されており、山地災害防止機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。根井川と浅虫川流域及び盛田川の支流域については、下流域に住宅や農耕地が広がっていることから、水源涵養機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、海岸沿いと浅虫ダム周辺は、浅虫夏泊県立自然公園に指定され、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 滝沢地区（318～396 林班）

野内川の両岸に位置し、大部分がスギやカラマツの人工林からなっている。地形の急峻な折紙山周辺や、一般県道 天間館馬屋尻線に面する地域等については山地災害防止機能を発揮させるため「山地災害防止タイプ」に区分し管理経営を行う。また、下流域には住宅や農耕地が広がっていることから渇水緩和や水質保全等水源涵養機能を発揮させるため「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、登山等で市民に親しまれている^{あずまだけ}東岳周辺は、保健文化機能を発揮させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ ^{たいらだて}平館地区（501～543 林班）

陸奥湾に面した石浜、^{たいらだて}平館周辺に位置し、スギ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。宇田地区は土砂崩壊防備保安林に指定され、^{しりたかはま}尻高浜周辺では地すべり防止対策も講じている。このため、山地災害防止機能及び上水道水源域の^{かん}湧水緩和や水質保全等の^{かん}水源涵養機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ」と「^{かん}水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う

また、^{まるやがただけ}県自然環境保全地域特別地区に指定されている丸屋形岳周辺は自然環境を保全するため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ ^{ちゅうし}蟹田川広瀬地区（601～608、672～737 林班）

^{ちゅうし}蟹田川流域の中師、広瀬地区に位置し、スギを主とする人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。急峻な地形や下流に農耕地が広がっていることから、土砂流出防備保安林の指定地が多い。このため、山地災害防止機能を発揮させるとともに、^{かん}湧水緩和や水質保全等の^{かん}水源涵養機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ」と「^{かん}水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ ^{いらいさわ}蟹田川地区（609～620、623～671 林班）

^{いらいさわ}蟹田川の最上流部に位置し、スギを主とする人工林及びブナ等広葉樹とヒバの混交する天然林からなっている。砂質型地質及び下流域に農耕地が多く、また、J R 津軽線の沿線の土砂崩壊防備、上水道^{たかいしまた}水源地（高石股川）の^{かん}湧水緩和や水質保全等が求められている。このため、山地災害防止機能や^{かん}水源涵養機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」と「^{かん}水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

以来沢^{いらいさわ}周辺は、ヒバを主とする天然林、ブナを主とする広葉樹林及びスギ人工林がまとまっている。森林教室などの自然観察の場として適していること、遊歩道等が設置され、地元住民の保健・休養等に利用されていることから、保健文化機能を発揮させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク ^{うしろがたながしな}後 瀧長科地区（738～786 林班）

^{うしろがた}後 瀧川、^{ながしな}長科川、^{よもぎた}蓬田川等の流域に位置し、スギを主とする人工林とヒバを主とする天然林からなっている。砂質型地質及び下流に農耕地が多いことから、土砂流出防備や農業用水確保のための^{かん}湧水緩和や水質保全等、山地災害防止機能や^{かん}水源涵養機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ」と「^{かん}水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また^{うしろがた}後 瀧ヒバ希少個体群保護林については、引き続き自然の推移に委ねた場合の変化を観察することとし、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ ^{みんまや}三厩地区（801～874、884 林班）

陸奥湾に注ぐ^{ますかわ}増川川、^{さんようし}算用師川、^{うてつ}宇鉄川等の流域に位置し、スギ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。このうち 847 林班は「増川ヒバ施業実験林」（昭和 6 年

設定)として、森林構成群を基礎とするヒバ天然林の施業方法の実験が行われている。

地区の上部一帯と龍飛崎の集落周辺は土砂流出防備保安林に、河川沿いは砂防指定地に指定されている。また、地区内の一部は上水道水源地としての利用もあり、山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、増川岳周辺及び龍飛崎周辺は津軽国定公園に、桂川岳周辺は県自然環境保全地域に指定されており、地元住民の保健・休養等に利用されていることから保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

コ 今別地区 (901～973 林班)

今別川、長川、中宇田川等の流域に位置し、スギ人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。住宅や農耕地に近いことから、土砂流出防備や渇水緩和・水質保全等、山地災害防止機能及び水源涵養機能を発揮させるため主として「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、今別八幡宮自然観察教育林、眺海の森野外スポーツ地域及び史跡として保存されている城跡の周辺は、保健文化機能を発揮させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

サ 今別東海岸地区 (974～1000 林班)

褒月、奥平部、綱不知の海岸部に位置し、スギを主とする人工林及びヒバを主とする天然林からなっている。下流域の国道 280 号線沿いに集落の住宅地が近接していることから、山地災害防止機能と渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

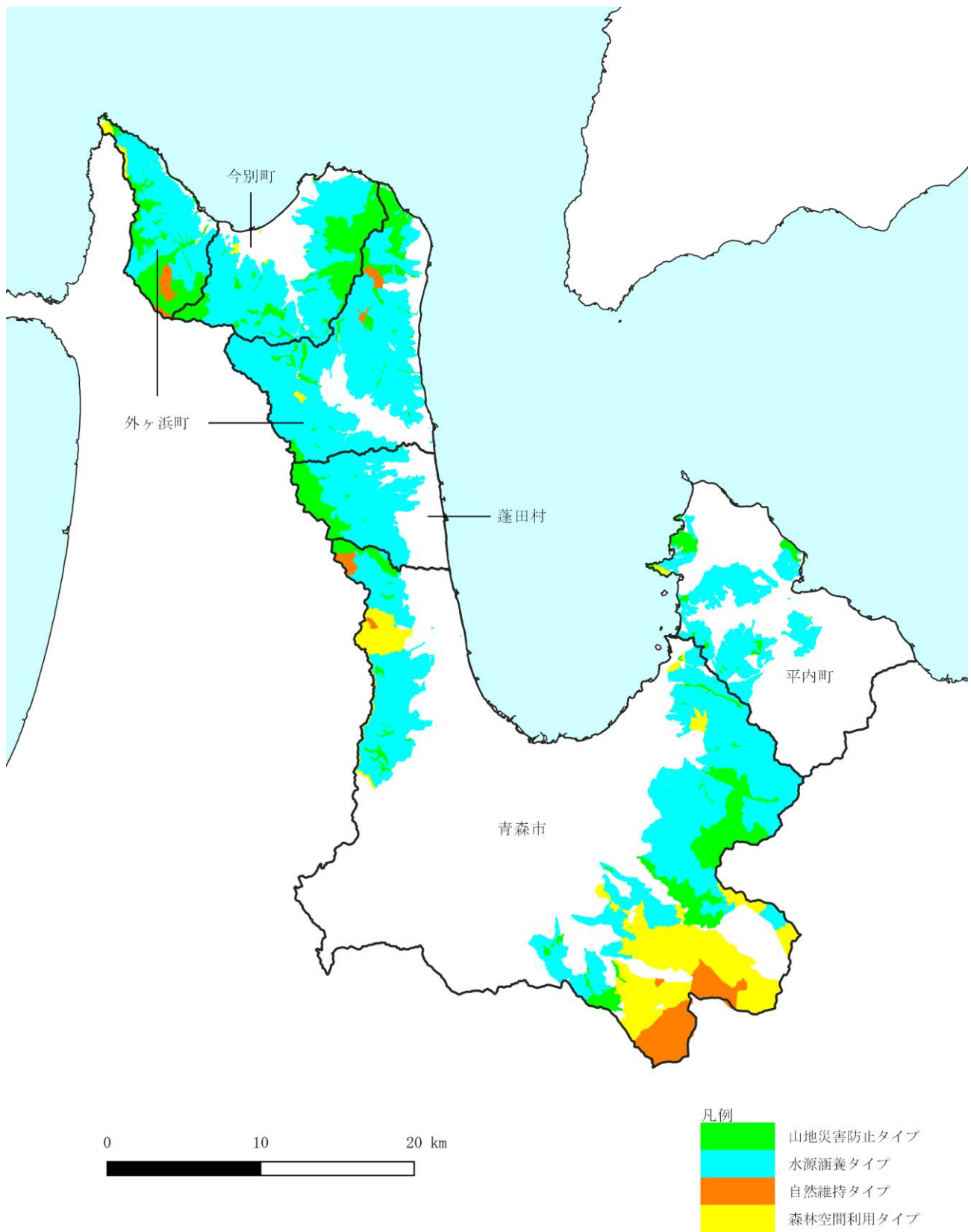


図-2 国有林の機能類型別森林分布図

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生、林業の成長産業化に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、東青流域林業活性化センター等の場において、地域における課題やニーズの把握に努める。それとともに、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

具体的には、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

民有林への普及を念頭に置き、一貫作業システムやコンテナ苗の活用等による低コスト造林技術、下刈省力化等の低コスト育林技術、ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な木材生産手法の実証に積極的に取り組む。特に、林業事業体等と連携した工程管理の分析・改善を積極的に進める。

さらに、これらについて現地検討会を開催するなどして民有林への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、林業事業体の安定的な雇用の確保に資するとともに、労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組む。あわせて、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

具体的には、外ヶ浜町石浜尻高川地域いしはましりたかに設定している森林共同施業団地において、民有林と連携して作設した路網の相互利用、土場の共同利用化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷等に取り組む。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との連携を図り、合理的な路網整備に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

各種研修等を活用しつつ専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を育成する。森林経営管理制度の導入を踏まえ、県の森林総合監理士等と連携して、市町村森林整備計画の策定など市町村の森林・林業行政への技術的支援

に積極的に取り組む。

青い森林業アカデミーや試験研究機関等に対し、実習用又は調査用フィールドとして提供するとともに、本森林計画区内にある試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

⑤その他

日本三大美林にも数えられる青森ヒバの天然林は、かつては津軽半島、下北半島を中心に豊富にあったが、現在は大径木が大幅に減少するなど、蓄積・面積とも少なくなっている状況にある。

一方、本森林計画区においては、天然更新によるヒバの発生が旺盛であり、スギ等の人工林内においても同様の状況が観察される。

このような状況を踏まえ、津軽半島及び下北半島において、将来のヒバ林の拡大・充実を目的として、ヒバを主とする天然林の周辺に分布するスギ等の人工林を、主に天然更新によりヒバを主とする林分へ誘導する取組を推進する。

なお、本森林計画区内における本取組を推進する地域（「ヒバ林復元推進エリア」）は、津軽半島の内真部地区以北の国有林野とする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、現地の状況に応じて小面積・モザイク的に配置された森林を造成するための伐採や育成複層林へ誘導するための伐採を計画するなど、多様な森林整備を推進する。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するとともに、低コストかつ効率的な事業を進めるために、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、現地の状況に応じた適切な列状間伐の実施等に積極的に取り組む。

更新については、低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」や、コンテナ苗の活用等に取り組む。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即して箇所毎に必要な性を判断し、実施回数の低減など保育経費の低コスト化を図る。

林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道については、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。

本計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	340,000	460,000 (5,571ha)	35,000	835,000

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	1,372	759	2,131

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	2,837	169	3,006

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)
計	5	10,400	1	10

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

上記 1(1)③オに記載のほか、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木製パネル式残存型枠や、針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全（溪畔周辺の森林の整備・保全）

上記 1(1)③アのうち、特に、溪畔周辺については、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として、公益的機能の発揮上重要な役割を担っている。このため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、森林生態系ネットワークの形成に努める。

この取組のモデル的な河川として、「十二滝沢」を選定し、上流から下流にわたる森林の連続性を確保するため、溪畔周辺の森林を「溪畔保全プロジェクト林」に設定し、整備・保全に取り組む。なお、「溪畔保全プロジェクト林」においては、事業の実施等に伴う植生・攪乱等の状況を把握し、検証を行いつつ生物多様性の保全に向けた取組を推進する。本森林計画区における溪畔保全プロジェクト林は次の表のとおりである。

溪畔保全プロジェクト林

名 称	設定年度	設定延長 (m)	位置 (林小班)
十二滝沢	令和2年度	5,900	後潟山国有林(759 へ 2、762 ほ 1、764 い、765 い 1、い 2、766 い 1、い 3、い 5、い 6、ろ 1、ろ 2、は、に、767 い、ろ 1、ろ 2、は、に、768 い 1～い 6、ろ 1～ろ 3、769 い、ろ、は 1、は 2、に、ほ、へ、と、ち 1、ち 2、り、ぬ、よ、た、772 い、773 い 2、774 い 1、い 2、ろ、に、ほ、へ、と、775 に、ほ、へ)

③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進

人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所については、計画的に治山事業を実施するとともに、集中豪雨等で被災した箇所については、早期に復旧を行う。また、山地崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、流木対策を推進するとともに、国土保全等の推進に当たっては、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業実施、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携に取り組む。

また、治山事業による国土保全の取組について地域住民へ情報提供する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫害、鳥獣被害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、県、市町村、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地元住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権原が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

松くい虫及びナラ枯れ被害については、本森林計画区で継続的な被害は確認されていないが、被害木の早期発見のための監視を強化するとともに、関係機関と連携し、被害対策を講じる。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区には、ブナを主とする広葉樹林とオオシラビソ（アオモリトドマツ）林で構成され、良好な自然状態を有する「八甲田山生物群集保護林」や、地域の自然を代表する原生的なヒバ天然林を保存し、自然の推移による変化を観察するための「眺望山ヒバ希少個体群保護林」等の3箇所の保護林を設定しており、モニタリング調査等を実施するとともにその結果に基づき、適切な保全・管理を図る。また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルール確立や標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

② 緑の回廊

該当なし。

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町村等と情報を共有しつつ、日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

特に、近年その分布が拡大しているニホンジカについては、さらなる分布拡大と被害発生を防止するため監視を強化し、分布情報や被害状況の適確な把握に努める。具体的には、職員のみならず、国有林野で作業を行う事業者や入林者からの情報によるチェックシートを活用したニホンジカの分布状況調査等に継続して取り組む。さらに、県、市町村等と情報を共有し、必要に応じて連携した被害対策を講じる。

② 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつその保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の希少な鳥類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の意見を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

③ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、スギ等の人工林資源が本格的な利用期を迎えている。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

また、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「安定供給システム販売」に取り組む。

あわせて、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、需要者等への供給に取り組む。

また、民有林からの供給が期待しにくい天然青森ヒバについて、資源状況を把握し、将来にわたる持続的かつ計画的な供給に努める。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ適確な把握に取り組み、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設を新築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進するなど、率先して木材の利用に努める。

また、県、市町村等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

特に、パルプ・チップや木質バイオマス利用等に関して、関係機関と情報交換を行い、幅広い分野での木材利用の拡大に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や地域住民の福祉の向上に資するよう努める。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。また、公用・公共用・公益事業のための活用に資するため、県、市町村等との情報交換を密にするとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、Webサイト等を活用し、情報の提供に努める。

特に、「八甲田山野外スポーツ地域」では、登山、ハイキング、スキー等、森林レクリエ

ーションの場としての利用促進を図る。また、「眺望山自然休養林」では、様々な活動や一般来訪者の利用等が円滑にされるよう、ボランティア団体等と連携を図りつつ、森の案内人活動等を実施する。

なお、自然エネルギーを利用した発電用地として要望がある場合は、クリーンエネルギーの産出に寄与するという観点から、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、国有林野の活用の推進に努める。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該私有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、私有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、私有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「ふれあいの森」においては、ボランティア団体等が行う森林づくり活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、県、市町村、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

また、国有林野を活用した体験活動等を実施する「遊々の森」においては、引き続きフィールドを提供するとともに、森林、林業等に関する情報を提供する。

その他、NPO等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努める。

ふれあいの森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
生協ふれあいの森 (青森市)	5.92	うちまんべ 内真部国有林 (4よ2内、17ち)

社会貢献の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
少花粉スギの森 <small>ひらない</small> (平内町)	0.72	水ヶ沢山国有林 (431る3)

遊々の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
ヨモツトの森 (蓬田村)	0.79	蓬田山国有林 (738ぬ、741り)
自遊・共遊の森 <small>ひらない</small> (平内町)	1.52	水ヶ沢山国有林 (428ほ、428わ2)

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。また、川下の需要者である林産企業等に対して、当該企業が原料とする木材の安定確保等を目的として、分収造林制度の活用を積極的に推進する。

さらに、そのほかの企業や団体等に対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森林」）を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、県、市町村、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、「遊々の森」等の活用、森林教室等の体験活動、森林環境教育に適したフィールドの情報提供、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等の取組を積極的に行う。また、一般公募による地域住民への森林教室等を開催する。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力、Webサイト等の各種メディアの活用等により、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努める。

③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

国有林モニター制度の活用等により、国有林野事業の活動全般等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の適確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、効率的な事業の実施に向け、無人航空機などの先端技術の活用積極的に取り組む。

増川ヒバ施業実験林については、昭和6年に開始したヒバ択伐施業の実験を継続しつつ、後世にヒバ美林を継承できるよう適切に管理していく。さらに、その周辺地域を含めて教育、レクリエーションへの利用に資するため、地元市町村等にフィールドをPRするなど積極的にヒバに関する情報を提供しつつ、当該地域全体として、森林・林業の普及・啓発に資するよう努める。

(2) 地域の振興に関する事項

① 地域性を活かした産業振興等への寄与

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

また、地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用や景観に配慮した施業の実施等について、地域の要望への積極的な対応に努める。

② 蜂蜜採取への配慮

トチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

(3) その他必要な事項

花粉発生源対策についての社会的ニーズに適切に対応するため、国有林におけるスギの植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木を使用するよう努める。